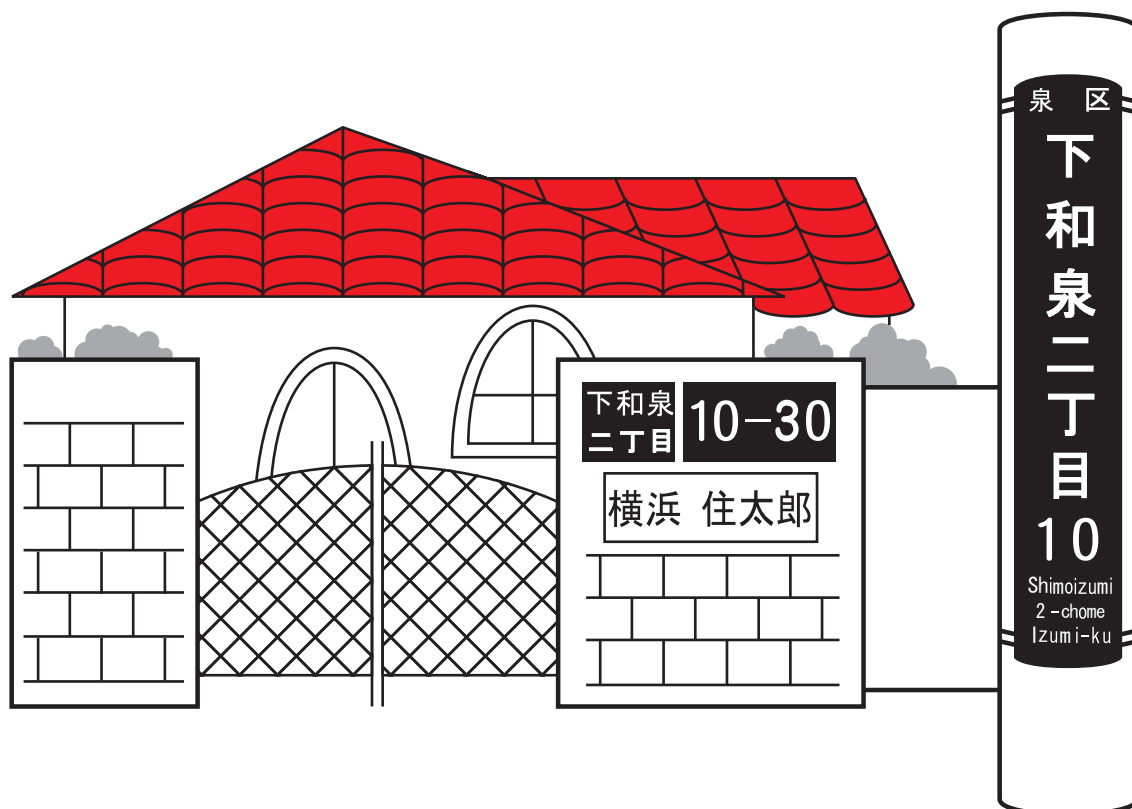


住居表示 の しおり

平成24年（2012年）

10月22日から
住所の表し方が変わります。



●お問合せ先

市民局区政支援部窓口サービス課住居表示係

電話 671-2310・2320・2321 FAX 664-5295

今回、お届けしたものの

案内図	住所案内用の地図です。 各建物の旧住所（黒い数字）と住居表示後の新住所（赤い数字）がわかるようになっています。
町名板 住居番号表示板 （1棟に各1枚）	青いアルミ板です。 門や郵便受けなど、 見やすい所に取り付けてください 。（専用ボンド同封） ※ご使用の際は、表面の透明保護シートをお取りください。 ※集合住宅（マンション・アパート）等は、管理者又は所有者にお届けします。
お知らせ用はがき （1世帯に50枚）	新住所を知人や取引先などにお知らせするためのはがきです。 郵送料は無料 です。 必要事項をご記入のうえ、はがきが入っていた封筒にまとめて入れ、封をしてからポストに投函してください。 枚数の追加など、はがきについての詳細は、 郵便事業(株)横浜泉支店 （10ページ）にお問い合わせください。 なお、 旧住所で差し出された郵便物も数年間は配達されます 。
プライバシー保護シール	上記のお知らせ用はがきを使って、 厚生年金、国民年金の住所の変更手続きを行う場合 、生年月日や基礎年金番号などを隠すためにご使用ください。 （5ページ）
郵便番号変更のお知らせ	郵便事業(株)横浜泉支店から、郵便番号変更のお知らせチラシです。 【下和泉一丁目から五丁目 〒245-0021】

※ 法人の方には「会社・法人の変更登記の手引」及び「変更登記申請書」を同封しました。

別途、郵便で送付されるものの

通知書 〔16歳以上の方 お一人に3通〕	9月下旬頃、郵送 します。 あなたの住所の変更についての通知です。 住所の変更手続き（4ページ以下参照）の際、住所変更の証明書として使用することができます（10月22日以降有効）。 枚数が不足する場合や16歳未満で証明書を必要とする方は、 10月22日以降 に泉区役所戸籍課登録担当の窓口で「住居表示変更証明書」をご請求ください。 無料で発行 します。
本籍更正通知書 〔実施地区内に 本籍地がある方〕	本籍の変更についての通知です。 住居表示実施地区内に戸籍の本籍地がある方に、 10月22日以降 、泉区役所戸籍課戸籍担当から戸籍の筆頭者あてに 郵送 します。 運転免許証（7ページ）など、本籍の変更手続きの際に証明書として使用してください。 枚数が不足する場合は、 10月22日以降 に泉区役所戸籍課戸籍担当の窓口で「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」をご請求ください。 無料で発行 します。

住所などの変更例

■「住所」 … 町名と街区番号・住居番号で表します。

【実施前】

横浜市 泉区 和泉町 501番地3 ⇒

町名 番地

【実施後】

横浜市 泉区 下和泉二丁目 10番 30号

新町名 街区番号 住居番号

●団地・マンション・アパートなどで部屋番号を住所に採用した場合

【実施前】

横浜市 泉区 和泉町 501番地3 ⇒

町名 番地

和泉マンション111号室

方書

【実施後】

横浜市 泉区 下和泉二丁目 10番 30-111号

新町名 街区番号 住居番号

※ 部屋番号を住所に用いた場合は、団地・マンションなどの名称は方書としてつける必要がなくなります。

■「本籍」 … 町名だけが変わります。

【実施前】

横浜市 泉区 和泉町 501番地3 ⇒

町名

【実施後】

横浜市 泉区 下和泉二丁目 501番地3

新町名

※ 本籍を住所と同じ表示にしたい場合、10月22日以降にご本人の申し出により「転籍届」を届け出ることによって、住居表示の街区番号(○番)に変更することができます。転籍届の用紙は、泉区役所戸籍課戸籍担当にあります。

●転籍届を届け出た場合の本籍の例

横浜市 泉区 下和泉二丁目 10番 (住居番号の「△号」は建物の番号なので本籍には表示できません。)

新町名 街区番号

■「不動産(土地・建物)」 … 町名が変わり、字(あざ)が廃止されます。

【実施前】 (例：土地の表示)

横浜市 泉区 和泉町 字池田 501番3 ⇒

町名 字名 地番

【実施後】

横浜市 泉区 下和泉二丁目 501番3

新町名 地番

※ 原則として地番は変わりません。法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明等の請求は、住居番号ではなく、地番で申請してください。

新しい住所はこのように決まります。【10番街区】

●町界の変更と新しい町名【例】下和泉二丁目

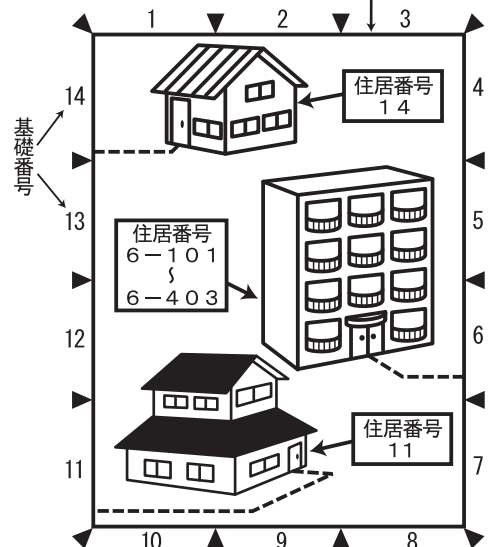
町の境界を、道路・河川・鉄道などに沿ったものに改め、わかりやすくします。また、大きすぎる町は適切な大きさとなるように分割し、新しい町名をつけます。

●街区番号 【例】下和泉二丁目 10番

その町の中で道路などで囲まれた区画(街区)に連続して番号をつけます。

●住居番号(右図参照) 【例】下和泉二丁目 10番 14号

街区の周囲を一定間隔に区切り、起点を定めて連続した番号(基礎番号)をつけます。出入口がどの基礎番号に出るかによって、その建物の番号(住居番号)を決めます。(このため、同じ番号や欠番が生じることがあります。)



住所の変更手続き

住所の変更手続きは、10月22日から行ってください。

区役所等では、住民票などの公簿の住所欄を、自動的に新しい住所に書き換えますので、原則として皆さんの手続きは不要です。

ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続きが必要」とされているものもありますので、この手続き欄の各事項をよくお読みになり、該当するものの手続きをお願いします。

- ★ 住所の変更手続きには、別途お送りする住所変更の「**通知書**」をご利用ください。
枚数が不足する場合や16歳未満の方で住所変更の証明書が必要な場合は、**10月22日以降**、泉区役所戸籍課登録担当の窓口で「**住居表示変更証明書**」をご請求ください。
無料で発行します。

- 厚生年金、国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上の方・・・5ページ
- 住民基本台帳カードをお持ちの方・・・6ページ
- 運転免許証をお持ちの方・・・7ページ
- 自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方・・・7ページ
- 不動産をお持ちの方・・・8ページ
- 法人とその役員の方・・・9ページ
- 国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の方・・・扶養者のお勤め先へご確認ください。
- 共済年金を受給されている方や、過去に加入したことがある方・・・共済組合へご確認ください。
- 各種免許・許可証をお持ちの方・・・関係機関へご確認ください。
- 携帯電話をお持ちの方・・・契約先へご確認ください。
- 金融機関、保険会社、郵便貯金(ゆうちょ銀行)と取引や契約のある方・・・取引先、契約先へご確認ください。
- 会社等にお勤めの方・・・お勤め先へご確認ください。
- 横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方・・・通学先へご確認ください。

☆手続きは不要です

- 横浜市国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証をお持ちの方
※区役所にお持ちいただければ新しい住所に書き換えて再交付します。・・・6ページ
- 国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)の方
- パスポートをお持ちの方
※パスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を御記入ください。
- 水道、NHK、東京電力、東京ガス、NTT(固定電話)
※しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。

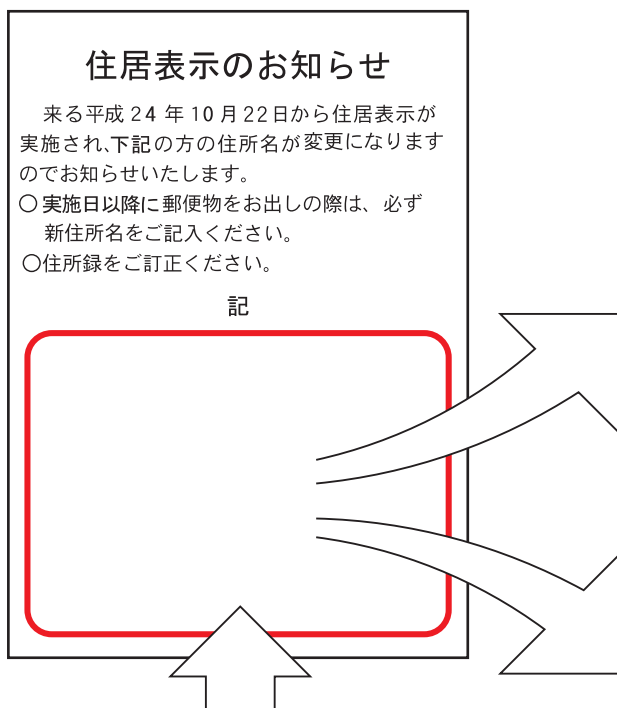
★厚生年金、国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上の方

横浜西年金事務所
電話 820-6655

年金事務所に住所変更の届けを出してください。同封のお知らせ用はがき「住居表示のお知らせ」を使って住所変更の届けをすることができます。その場合、オモテには**横浜西年金事務所（10ページ）**の所在地・名称を宛名書きし、ウラには下記〔記載例〕を参考にして必要事項を記入のうえ、同封の「プライバシー保護シール」を記入事項が隠れるようにしっかりと貼りつけて最寄りのポストへ投函してください。

なお、**泉区役所保険年金課国民年金係（10ページ）**にあります住所変更の届け出専用はがき（50円切手が必要です）もご利用いただけます。

【記載例】 本人以外の方が記入した場合は、氏名の横に押印が必要です。



プライバシー保護シール

あなたの個人情報が第三者に知られることを防止するためのシールを同封しましたので、はがきからはみ出さないようにしっかりと貼ってください。

● 年金を受給されている方

【新住所名】 電話番号 ○○○-○○○○
郵便番号 ○○○-○○○○
横浜市 泉区 下和泉○丁目 ××番××号
() 方

生年月日 ××年××月××日

【ご氏名】 横浜 住太郎
基礎年金番号と年金コード
○○○○-○○○○○○ ○○○○

年金証書に記載されている「基礎年金番号と年金コード」（14桁）を記入してください。

● 年金を受給されていない60歳以上の方

【新住所名】 電話番号 ○○○-○○○○
郵便番号 ○○○-○○○○
横浜市 泉区 下和泉○丁目 ××番××号
() 方

生年月日 ××年××月××日

【ご氏名】 横浜 住太郎
基礎年金番号
○○○○-○○○○○○

年金手帳などに記載されている「基礎年金番号」（10桁）を記入してください。

★国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険証、各種医療証をお持ちの方

泉区役所保険年金課保険係
電話 800 - 2425

泉区役所保険年金課保険係が交付している国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、重度障害者医療証などの各種医療受給者証をお持ちの方は、被保険者証や医療受給者証に記載されている住所が、住居表示実施前の住所となっても、**住居表示実施後も、引き続きそのままの状態で使用することができます。**

なお、10月22日以降に区役所にお越しの機会がありましたら、被保険者証や各種医療受給者証を、**泉区役所保険年金課保険係（10ページ）**の窓口にご提示ください。新しい住所に書き換えて、再交付します。

★住民基本台帳カードをお持ちの方

泉区役所戸籍課登録担当
電話 800 - 2345

◆ 氏名のみ記載されているカードをお持ちの方

→ 手続きの必要はありません。

なお、合わせて電子証明書をお持ちの方は、次の「**★電子証明書（公的個人認証サービス）をお持ちの方**」をご確認ください。

◆ 氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載・印刷されているカードをお持ちの方

→ **変更後の住所を裏面に記載します**ので、10月22日以降に、ご本人が住基カードをお持ちになり、**泉区役所戸籍課登録担当（10ページ）**までお越しください。

なお、QRコード入りの住民基本台帳カード（平成21年4月20日以降発行）をお持ちの方は、**手続の際に暗証番号が必要**となります。

代理人申請をされる場合は、**泉区役所戸籍課登録担当（10ページ）**にお問い合わせください。

★電子証明書（公的個人認証サービス）をお持ちの方

泉区役所戸籍課登録担当
電話 800 - 2345

電子証明書（公的個人認証サービス）をお持ちの方は、**住居表示実施後も、引き続きそのままの状態で使用することができます。**

なお、**変更後の住所を裏面に記載します**ので、10月22日以降に区役所にお越しの機会がありましたら、電子証明書（公的個人認証サービス）を、**泉区役所戸籍課登録担当（10ページ）**の窓口にご提示ください。

★運転免許証をお持ちの方

泉警察署

電話 805-0110 (代表)

運転免許試験場

電話 365-3111

泉警察署(10ページ)または運転免許試験場(10ページ)で、10月22日以降に運転免許証の住所欄の変更手続きをしてください。

また、今回の住居表示実施地区内に本籍のある方は、10月22日以降に郵送される「本籍更正通知書」をお持ちいただくことにより、本籍も変更手続きができます。

《手続きに必要なもの》

- 1 運転免許証
- 2 「記載事項変更届」(警察署、運転免許試験場にあります。)
- 3 別途郵送される住所変更の「通知書」又は 泉区役所戸籍課登録担当で発行する「住居表示変更証明書」
- 4 10月22日以降に郵送される「本籍更正通知書」または泉区役所戸籍課戸籍担当で発行する「土地の名称等の変更証明書」 ※本籍が変更になった方のみ

《受付時間》

月曜日～金曜日(祝日・休日・年末年始の休日を除く。) ※土、日曜日は手続きできません。

午前8時30分～12時00分

午後1時00分～5時15分

- 手数料はかかりません。
- 平成22年7月17日の改正道路交通法施行規則の施行により、本籍欄が空欄または削除となった運転免許証をお持ちの方も、本籍の変更手続きは必要となります。
- 現住所、本籍と運転免許証に記載されている住所、本籍が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの(住民票など)が必要です。
- 代理人が来られる場合は、代理人のお名前が確認できる資料をあわせてお持ちください。

★自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方

関東運輸局神奈川運輸支局

電話 050-5540-2035
(音声)

軽自動車検査協会神奈川事務所

電話 938-7752

車検証にある所有者・使用者の住所欄変更と使用の本拠欄の変更は、通常の場合、車検・売却等の際に、届け出をしていただければ結構です。

◆自動車(軽自動車を除く)、125ccを超える二輪車 関東運輸局神奈川運輸支局(10ページ)

◆軽四輪自動車 軽自動車検査協会神奈川事務所(10ページ)

《手続に必要なもの》

- 1 自動車検査証/軽自動車届出済証
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書
- 3 申請書(上記の区分による支局または事務所にありますが、用紙代がかかります。)
- 4 別途郵送される住所変更の「通知書」または泉区役所戸籍課登録担当で発行する「住居表示変更証明書」
- 5 印鑑(認印)

- 申請書の用紙代以外の手数料はかかりません。
- 代理人による手続きや所有者と使用者が異なる場合の手続きは、所有者の委任状が必要です。

★不動産をお持ちの方

不動産の登記先の法務局
(横浜地方法務局戸塚出張所など)

今回の住居表示実施地区内にお住まいの方で、不動産をお持ちの方は、登記簿に記載されている「所有者の住所」の変更手続きをしてください。

変更手続きは住居表示実施（10月22日）後、速やかに行うこととなりますが、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時にあわせて手続きされても構いません。

※ 住居表示実施（10月22日）前には、この手続きはできません。

- お持ちの不動産が今回の住居表示実施地区内にある場合、申請先は**横浜地方法務局戸塚出張所（10ページ）**です。それ以外の地区にある場合は、その不動産を管轄する登記所（法務局）です。

《登記名義人表示変更登記手続きに必要なもの》 **※ 登録免許税は免除されます。**

- 1 不動産登記申請書（法務局戸塚出張所・泉区役所戸籍課登録担当にあります。）
- 2 別途郵送される住所変更の「通知書」または 泉区役所戸籍課登録担当の発行する「住居表示変更証明書」
- 3 印鑑（認印）

- 所有権、抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続きが必要です。
- 同一の登記所（法務局）において、同一所有者で権利登記内容が同じ場合、1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。
- 申請書は他の書類とともに左とじにしてください。
- 委任状（便せんでも可）があれば、代理人による手続きができます。

例 委 任 状

代理人の住所 横浜市〇〇区〇〇町××番地

氏名 泉 花子

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1. 下記不動産の所有権登記名義人住所変更手続きに関する一切の事項。
2. 取下げの場合は、取下げ手続きに関する一切の事項。

平成 年 月 日

申請人の住所 横浜市 泉区 下和泉二丁目 10 番 30 号

氏名 横浜 住太郎 (印)

(不動産の表示)

1. 土地の表示
横浜市 泉区 下和泉二丁目 501 番 3
2. 建物の表示
横浜市 泉区 下和泉二丁目 501 番地 3
家屋番号 501 番 3

- 現住所と登記簿に記載されている住所が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの（住民票など）が必要です。
- 印鑑は認印で結構ですが、念のため申請書に押印したものと同一印鑑を持参してください。
- **郵送による申請もできます。**
申請書を郵送する場合は、申請書等を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。登記完了証を郵送で返送することを希望される場合は、簡易書留（300円）及び郵送代の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【記載例】

不動産登記申請書

※ 土地と建物を同時に変更する場合

- 不動産の表示を記載するときは、お手持ちの権利証をご覧ください。
(登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですのでご注意ください。)
- 共有の方は共有者連名のうえ、それぞれの印鑑を押してください。

A4サイズ

(印)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成 24年 10月 22日 住居表示実施

変更後の事項 住所 横浜市 泉区 下和泉二丁目 10番 30号

申請人 横浜市 泉区 下和泉二丁目 10番 30号 ← 新住所
 横浜 住太郎 (印) 連絡先電話 000-0000

[代理人 横浜市〇〇区〇〇町×番地
 泉 花子 (印)] ← 代理人による手続きの場合

添付書類 通知書又は住居表示変更証明書

平成 24年 10月 22日 申請 横浜地方法務局 戸塚 出張所
 申請日

登録免許税 登録免許税法第五条第四号により免除

不動産の表示
 【土地の表示】

所 在	地 番	地目	地 積	m ²
横浜市 泉区 下和泉二丁目 ↑ 新町名	501番3	宅地	123	45

【建物の表示】

所 在	家屋番号	種類	構造	床面積	m ²
横浜市 泉区 下和泉二丁目 501番地3 ↑ 新町名	501番3	居宅	木造瓦葺 2階建	1階 56 2階 23	78 45

★法人とその役員の方

横浜地方法務局法人登記部門
電話 641-7461

会社などの法人は、本店または支店の所在地が今回の住居表示実施地区内にある場合、**横浜地方法務局の法人登記部門（10ページ）**で所在地の変更登記をしてください。

●登録免許税は免除されます。

※くわしくは、「会社・法人の変更登記の手引」（法人にのみ同封）をご覧ください。

関係機関のご案内

■ 泉区役所

TEL 800-2323 (代表)

〒245-0016

泉区和泉町4636番地2

・ 戸籍課戸籍担当

TEL 800-2341 (2階)

・ 戸籍課登録担当

TEL 800-2345 (2階)

・ 保険年金課国民年金係

TEL 800-2421 (2階)

2422

・ 保険年金課保険係

TEL 800-2425 (2階)

2427

■ 泉警察署

TEL 805-0110 (代表)

〒245-0016

泉区和泉町5867番地26

■ 郵便事業株式会社横浜泉支店 (横浜泉郵便局)

TEL 805-4888 (代表)

〒245-8799

泉区和泉町4259番地3

地図 1

■ 横浜西年金事務所

TEL 820-6655

〒244-8580

戸塚区川上町87番地1
ウエルストーン1ビル2階

地図 2

■ 運転免許試験場

TEL 365-3111

〒241-0815

旭区中尾二丁目3番1号

地図 3

■ 関東運輸局神奈川運輸支局

TEL 050-5540-2035 (音声)

〒224-0053

都筑区池辺町3540番地

■ 軽自動車検査協会神奈川事務所

TEL 938-7752

〒224-0053

都筑区池辺町3914番地

地図 4

■ 横浜地方法務局戸塚出張所

TEL 871-3912

〒244-0003

戸塚区戸塚町2833番地

地図 5

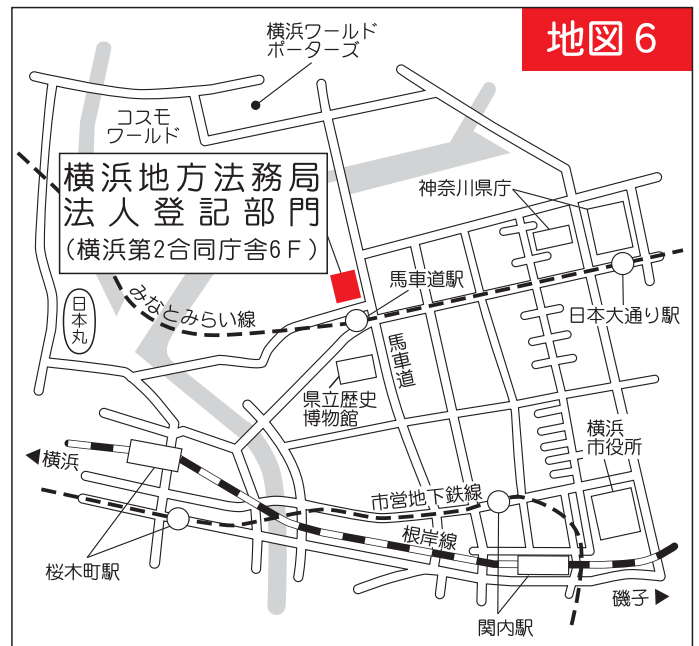
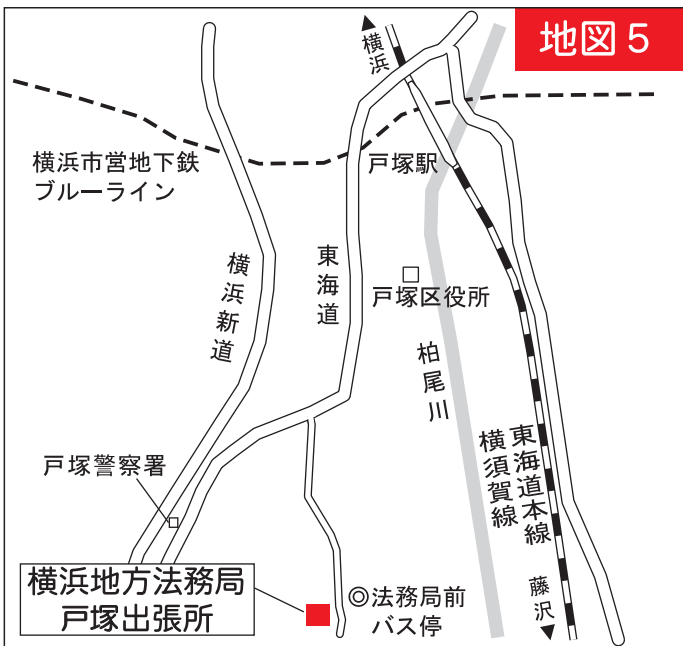
■ 横浜地方法務局法人登記部門

TEL 641-7461 (代表)

〒231-0003

中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎6F

地図 6





横浜市